

第46回マーチングバンド東海大会

カラーガード部門

実施要項

審査要領



日本マーチングバンド協会東海支部

<http://www.jmba-tokai.jp>

目 次

大会概要	2
日程・大会における著作権について.....	3
コンテスト実施規定.....	5
フェスティバル実施規定.....	8
審査規定.....	1 1

大会概要

大会名称 第46回マーチングバンド東海大会

コロナ禍において従来通りの開催は難しく、参加団体の皆様、関係するすべての皆様の生命と安全を最優先に考え、今大会は動画による審査とします。動画の収録方法及び提出方法については、後日改めて連絡いたします。

動画提出締切 2020年10月30日(金)

カラーガード部門
フェスティバルの部
マーチングバンド部門

動画提出先 日本マーチングバンド協会東海支部事務局

〒475-0933 愛知県半田市新野町1-66

TEL 0569-47-9798 FAX 0569-47-9799

主催 日本マーチングバンド協会東海支部

特別協賛 株式会社フォトクリエイト・株式会社ヤマハミュージックジャパン

後援 愛知県・岐阜県・静岡県・三重県・名古屋市・愛知県教育委員会・
(申請中) 岐阜県教育委員会・静岡県教育委員会・三重県教育委員会・名古屋市教育委員会・
公益財団法人愛知県体育協会・公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

趣旨 マーチングバンドの特徴的パートであるカラーガードの更なる普及発展を主たる目的とし、この活動における豊かな芸術性を広く国内外に知らしめ、カラーガードを主体とした身体表現と音楽表現の可能性を追求して行く過程において、豊かな情操と感性を育み、この活動の一層の充実と活性化に貢献する。

日 程

(1) 出演団体打合せ会

※今大会は行いません。

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項は、あくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが、大会に参加する団体は法律で定められた事項を厳守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

(音楽著作権使用許諾申請)

市販のCD等の音源をMDやCD-R等に録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/)

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

(2020年4月13日現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWeb サイト (http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/) で確認してください。)

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| *日本コロムビア株式会社 | *株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント |
| *キングレコード株式会社 | *株式会社テイチクエンタテインメント |
| *ユニバーサル ミュージック合同会社 | *日本クラウン株式会社 |
| *株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ | *株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント |
| *株式会社ポニーキャニオン | *株式会社ワーナーミュージック・ジャパン |
| *株式会社バップ | * (株) ジャニーズ・エンタテインメント |
| *エイバックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社 | *株式会社フォーライフ ミュージックエンタテインメント |
| *株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ | *株式会社ドリーミュージック |
| *株式会社バンダイナムコアーツ | |
| *NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社 | *株式会社プライエイド・レコーズ |
| *株式会社エル・ディー・アンド・ケイ | |
| *株式会社ジェイ・ストーム | |
| *ナクソス・ジャパン株式会社 | |
| *株式会社スペースシャワーネットワーク | |

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。

※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出して下さい。

※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。

※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

3. レコード会社の許諾が下りた音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する録音利用料が発生致します。JASRACへの申請は各県協会で一括して行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

(録音利用金額は1曲につき400円です。利用料の請求書は、各県大会実施より約1ヶ月後に各県協会より各団体に請求があります。)

※県協会事務局から支部事務局へ、録音利用明細書および録音利用申込書(写し)の提出が義務づけられています。

コンテスト実施規定

1. 参加資格

*本大会への参加は、下記(1)～(5)の事項を全て満たしていること。

(1) 一般社団法人日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。

*大会参加は加盟登録名で参加すること。

*マーチングバンドとしての加盟をしていれば、カラーガード単独としての加盟登録を必要無しとする。

(2) 構成メンバーは年間でその団体に所属している構成員であること。(短期メンバー補強は不可)

(3) 指定された期限内(9月30日(水))に全ての参加手続きを終えていること。

① 参加申込書の提出

② 大会参加費構成メンバー1名につき500円を10月30日(金)までに下記口座へ納入。
(納入された参加費は返却しない)

*大会参加費の内訳はプログラム、参加章バッチ及び傷害保険の費用等とする。

*振込先 ゆうちょ銀行 店番218 (普通) 口座番号 0850856
記号12190 番号 8508561
日本マーチングバンド協会東海支部

③ 構成メンバー登録書の提出

(ア) 構成メンバーとは、演技する者であること。演技時間内に、演技フロア内にて演技の補助、プロップなどの移動を行う人員を含む。

(イ) 構成メンバー数は、申請した人数内であること。(当日の減員は可能)

④ 音楽著作権使用許諾に関する確認書の提出

*期限内に提出することが原則だが、申請中の場合は、それを証明する書類を提出すること。
なお、10月30日(金)までには必ず許諾を証明する書類を提出すること。

⑤ 特殊効果申請書の提出

*特殊効果の有無に関わらず必ず提出すること。(特殊効果を使用しない団体は空欄のまま)

⑥ その他大会実行委員会が指定した書類の提出

*上記の書類すべてにおいて追加および変更がある場合は、10月30日(金)までとする。

*各書類の提出先

〒475-0933 愛知県半田市新野町1-66

日本マーチングバンド協会東海支部 事務局

TEL(0569)47-9798

(4) 大会参加に要する経費は出演団体の負担とする。

(5) カラーガード部門への参加は1回とする。(団体・構成メンバーの重複は不可)

*マーチング部門への重複参加は可。

2. 部 門

ジュニアの部（中学生以下）

- ① 単一加盟団体の構成
 - ② 複数加盟団体の合同構成
- ※人数の制限は設けない

高等学校の部

- ① 単一加盟団体の高等学校団体
 - ② 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
 - ③ 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）
- ※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める
- ※人数の制限は設けない

一般の部

- ① 単一加盟団体による構成（但し、未就学児は除く）
- ※人数の制限は設けない

3. 演 技

(1) 演技フロアー

- ① 演技フロアーは5メートルポイント、横30m×縦20m
- ②演技フロアーへの入場は構成メンバーのみとする。

(2) 計時

計時とは、「スタート」の合図から「ストップ」の合図を行った間とする。

I 演技時間

演技時間はジュニアの部は4分30秒以内。高等学校の部、一般の部は5分30秒以内。

(3) 手具について

演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。

(4) その他

楽器等での演奏は不可とする。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器 物」とは、手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。使用に関しては、各団体の責任において行う。

① 演技フロアーに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

*規 格：180cm×120cm×150cm以内の立体。ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを超える高さで演技することは禁止する。

ア. 器物を重ねたり並べたりして密着させての使用は、その状態が規格内の大きさであること。

- イ. フロアーに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ウ. 演技フロアー内を複数の人数で一つの器物を運んでもよい。
- ② 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。
 - ア. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
 - イ. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - ウ. 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
 - エ. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- ③ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

5. 表彰

全国大会推薦団体には、金賞を授与する。

6. 全国大会への推薦

全国大会へは、第46回マーチングバンド東海大会の成績により推薦する。

7. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 納入された参加費は返却しない。
- (3) フロアーに入場できる人数は登録人数以内とするが、メンバー変更は認める。増員は不可。
- (4) 本規定の主旨を変更することなく、大会実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

フェスティバル実施規定

1. 参加資格

(1) 本フェスティバルの主旨に賛同する団体。加盟団体は加盟登録名で参加すること。

(2) 指定された期限内（9月30日（水））に全ての参加手続きを終えていること。

① **参加申込書**の提出

② 大会参加費**構成メンバー1名につき500円**を10月30日（金）までに下記口座へ納入。
（納入された参加費は返却しない）

*大会参加費の内訳はプログラム、参加章バッチの費用等とする。

*振込先

ゆうちょ銀行 店番218（普通） 口座番号 0850856

記号12190 番号 8508561

日本マーチングバンド協会東海支部

③ **構成メンバー登録書**の提出

(ア) 構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し、演技する者であること。演技時間内に、演技フロア内にて演技の補助、プロップなどの移動を行う人員を含む。

(イ) 構成メンバー数は、申請した人数内であること。（当日の減員は可能）

④ **音楽著作権使用許諾に関する確認書**の提出

*期限内に提出することが原則だが、申請中の場合は、それを証明する書類を提出すること。
なお、10月30日（金）までには必ず許諾を証明する書類を提出すること。

⑤ **特殊効果申請書**の提出

*特殊効果の有無に関わらず必ず提出すること。（特殊効果を使用しない団体は空欄のまま）

⑥ その他大会実行委員会が指定した書類の提出

*上記の書類すべてにおいて追加および変更がある場合は、10月30日（金）までとする。

*各書類の提出先

〒475-0933 愛知県半田市新野町1-66

日本マーチングバンド協会東海支部 事務局

TEL(0569)47-9798

(3) 大会参加に要する経費は出演団体の負担とする。

(4) その他

① 部門・編成の出場枠については、特に定めない。

2. 部 門

ジュニアの部（中学生以下）

- ① 単一加盟団体の構成
 - ② 複数加盟団体の合同構成
- ※人数の制限は設けない。

高等学校の部

- ① 単一加盟団体の高等学校団体
 - ② 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
 - ③ 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）
- ※上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める
- ※人数の制限は設けない。

一般の部

- ① 単一加盟団体による構成。但し、未就学児は除く。
- ※人数の制限は設けない。

3. 演 技

(1) 演技フロー

- ① 演技フローはコンテストと同じ。

I 演技時間

演技時間はジュニアの部は4分30秒以内。高等学校の部、一般の部は5分30秒以内。

(2) 手具について

演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。

(3) その他

楽器等での演奏は不可とする。

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器 物」とは、手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。使用に関しては、各団体の責任において行う。

- ① 演技フローに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

*規 格：180cm×120cm×150cm以内の立体。ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを超える高さで演技することは禁止する。

ア. 器物を重ねたり並べたりして密着させての使用は、その状態が規格内の大きさであること。

イ. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ② 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。
 - ア. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
 - イ. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - ウ. 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ③ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

5. 表 彰

全出場団体に感謝状を授与する。

6. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 納入された参加費は返却しない。
- (3) フロアーに入場できる人数は登録人数以内とするが、メンバー変更は認める。増員は不可。
- (4) 本規定の主旨を変更することなく、大会実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

1. 審査委員長・審査員

(1) 審査委員長・副審査委員長

- ① 審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行なうとともに審査審判業務を円滑に遂行する。また、実行委員長と共に罰則（違反失格・警告または次回出場停止）に関わる最終確認と判断をする。
- ② 副審査委員長を1名とし審査委員長の補佐をする。

(2) 審査員

- ① 審査員は2名とし、下記の内容を審査する。

ア. 全体的効果	1名
手具の技術	1名

2. 成績・成績判定・表彰

(1) 成績

各審査員は上記1の(2)に基づき100点法（小数点あり）で採点する。

(2) 成績判定

- ① 成績は、各審査員の得点に基づいた席次点の合計による。
- ② 席次点が同点の場合は、合計得点が上位の団体とする。合計得点も同点の場合は審査員の投票による。

(3) 表彰

全国大会推薦団体には、金賞を授与する。

(4) 全国大会への推薦

成績により決定する。

日本マーチングバンド協会東海支部

【事務局】 〒475-0933 半田市新野町1-66

TEL(0569)47-9798 FAX(0569)47-9799

URL <http://www.jmba-tokai.jp>

E-mail info@jmba-tokai.jp